

(非公式訳)  
投資委員会布告  
第 1/2556 号

件名：持続的発展のための投資促進

国内産業を発展させ、高度技術を使用する産業にレベルアップするため、

仏暦 2520 年 (1977 年) 投資奨励法第 16 条、第 18 条、第 28 条、第 31 条、および第 35 条の権限に基づき、投資委員会は、投資奨励の規定を以下の通り発布する。

1. 対象産業への投資促進政策

1.1 全国土(バンコクを除く)を 2013 年 12 月 31 日まで投資促進地区とする。

1.2 以下の通り 3 つの産業を特別投資促進対象産業とする。

1.2.1 省エネルギーおよび代替エネルギー事業

業種 1.18 アルコール製造または農産物あるいはくず、ゴミ、  
廃棄物からの燃料製造

業種 4.2.3 省エネ、代替エネルギー機械、その部品の製造

業種 4.15 燃料電池製造

業種 7.1.1 電力およびスチームの製造

1.2.2 環境にやさしい業種

業種 6.3 環境にやさしい化学品 (Eco-friendly Chemicals)  
の製造

業種 6.4 環境にやさしい製品 (Eco-Friendly Products) の製  
造

1.2.3 高度技術製品の製造

業種 1.11.10 メディカル・フーズ (Medical Food) の製造

業種 2.5.3 アドバンス・セラミックスの製造

業種 2.19 ナノ・マテリアルの製造または内製ナノ・マテリア  
ルからの製品の製造

業種 3.11 天然繊維あるいは人口繊維の製造

-Functional Fiber の製造のみ

業種 3.9 医療用器具、機器の製造

業種 3.10 科学機器の製造

業種 4.2.1 エンジニアリング・デザインのある機械、備品、  
部品の製造

業種 4.2.2 農業機械、部品の製造、食品機械、部品の製造

業種 4.2.4 金型の製造あるいは修理

業種 4.9 航空機の製造、修理、改造 (Aircraft Conversion)  
および航空機備品、部品の製造あるいは修理

業種 4.10 乗り物の部品の製造

-Automatic Transmission

-Continuous Variable Transmission (CVT)

-ハイブリッド車または燃料電池車などの自動車用  
Traction Motor

-Electronic Stability Control (ESC)

-Regenerative Braking System

-タイヤの製造

業種 5.4.3 工業用の電子機器の製造

業種 5.4.4 電気通信機器の製造

業種 5.5.1 半導体の製造

業種 5.5.2 記憶装置の製造

-Hard Disk Drive (HDD) および Solid State  
Drive (SSD)そしてその部品の製造のみ

業種 5.5.4 電気通信機器部品の製造

業種 5.5.5 医療用の電子機器部品の製造

業種 5.5.6 農業用の電子機器部品の製造

業種 5.5.7 乗り物用電子部品の製造

業種 5.5.10 太陽電池あるいは太陽電池原材料の製造

業種 5.5.12 Flat Panel Display の製造

業種 5.6 マイクロエレクトロニクス用の材あるいは基板の製造

業種 5.7 電子産業の設計

業種 7.18 人材開発

業種 7.19 バイオテクノロジー

業種 7.20 研究および開発

業種 7.21 理科学実験サービス

業種 7.22 計測器校正 (Calibration)

1.3 第 1.2 項の恩典は以下の通りとする。

1.3.1 機械の輸入関税を免除する。

1.3.2 上限無し 8 年間法人所得税を免除する。

1.3.3 第 31 条に基づく期間終了後、さらに 5 年間以内投資から発生した利益に対し、通常の税率の 50% 減免する。

1.3.4 法人所得税の計算において奨励事業から最初の収入発生日より 10 年間奨励事業でかかった運送費、電気代、水道代の 2 倍控除を許す。

1.3.5 奨励事業に投資した金額の 25% までインフラ整備にかかった費用を通常の減価償却のほかに、純利益から控除することを許す。これは奨励事業から最初の収入発生日より 10 年間のどの 1 年あるいは数年の純利益から控除してもよいとする。

1.4 申請書は 2013 年 12 月 31 日までに提出しなければならない。

## 2. 省エネルギー、代替エネルギー使用、環境に対するインパクト削減のために投資促進処置

2.1 本処置は奨励事業か否か問わず、既存の事業を対象に適用する。奨励事業でない場合は奨励対象業種でなければならない。

2.2 既存の奨励事業は法人所得税免除、減免期間終了後、または法人所得税免除対象外の場合、本社処置に基づき奨励を申請することができる。

2.3 以下のいずれかひとつ実行する省エネルギー、代替エネルギー使用、環境に対するインパクト削減のための機械の入れ替え計画を提出しなければならない。

2.3.1 指定の率でエネルギー使用量削減のために最新技術の機械入れ替えに投資しなければならない。

2.3.2 全体エネルギー使用量と比較して指定の率で代替エネルギー使用のために機械入れ替えに投資しなければならない。

2.3.3 指定に基づき廃物物または排水または排気の削減のために機械入れ  
替えに投資しなければならない。

2.4 恩典は以下の通りとする。

2.4.1 機械の輸入関税を免除する。

2.4.2 土地および運転資金を除き、投資金額の 50%で 3 年間法人所得税  
を免除する。但し、環境に対するインパクト削減プロジェクトに基  
づくプロジェクトは土地および運転資金を除き投資金額の 50%で  
法人所得税を 8 年間免除する。既存事業から発生した収入に対する  
法人所得税を免除対象にする。

2.4.3 法人所得税免除期間は奨励証書受領後の収入発生日より開始するこ  
と。

2.5 申請書は 2013 年 12 月 31 日までに提出し、奨励証書発行日より 3 年間以  
内に完成しなければならない。

2.6 本処置に基づく奨励申請は投資金額の全規模において投資委員会事務局  
が投資奨励を認可するものとする。

### 3. 新製品を製造するために技術改善で製造効率を因るための投資奨励処置

3.1 新製品を製造するために技術改善で製造効率を因るための投資奨励処置  
を以下の通り定める。

3.1.1 奨励事業か否か問わず既存事業でなければならない。

3.1.2 既存の製造ラインで新製品を製造できるように技術を導入し機械に  
投資しなければならない。

3.1.3 新製品は既存製品を異なり、その名称を明確に示すことができ、投  
資奨励の法人税免除対象製品でなければならない。

3.1.4 製造ラインの改善は製品の組み立てラインを含まない。

3.2 恩典は以下の通りとする。

3.2.1 機械の輸入関税を免除する。

3.2.2 新製品から発生する法人所得税を製造ライン改善にかかる投資金額  
の 50%で 3 年間法人所得税を免除する。

3.3 申請書は製造ライン改善計画とともに 2013 年 12 月 31 日までに提出  
しなければならない。

3.4 本処置に基づく奨励申請は投資金額の全規模において投資委員会事務局が投資奨励を認可するものとする。

#### 4. 環境問題解決処置

4.1 環境管理において関連政府機関の定めた規定および条件に従って正しく実行した以下の産業の業者で法定の規定値の廃棄物がなければならない。

- 石油精製向上
- ガス分離工場
- 発電所
- 科学及び石油化学
- 鉱物および基礎金属

4.2 奨励事業か否か問わず既存事業でなければならない。

4.3 恩典は以下の通りとする。

4.3.1 環境に対するインパクト削減のための機械の輸入関税を免除する。

4.3.2 土地および運転資金を除き、投資金額の 50% で 8 年間法人所得税を免除する。但し、既存事業から発生した収入に対する法人所得税を免除対象にする。

4.3.3 法人所得税免除期間は奨励証書受領後の収入発生日より開始すること。

4.4 投資委員会事務局が定めた規定および条件に従って環境に対するインパクト削減を行なわなければならない。

4.5 申請書は 2013 年 12 月 31 日までに、事務局が定めた規定および方法で環境に対するインパクト削減計画とともに提出し、奨励証書発行日より 3 年間以内に完成しなければならない。

4.6 本処置に基づく奨励申請は既存プロジェクトの投資金額の全規模において投資委員会事務局が投資奨励を認可するものとする。

2013 年 1 月 1 日より有効とする。

布告日 2013 年 2 月 28 日

キティラット・ナラノン

副首相

投資委員会委員長

## 輸入関税免税対象の金型名簿

金型種類	金型名称
プラスチック射出成形金型 (Plastic Injection Mould)	- 高精度射出金型(密度 10 ミクロメートル未満) - 3 色以上の射出金型 - Stack Mould 金型 - Cube Mould 金型 - Automatic Transfer Insert Injection 金型 - 厚み 0.5 ミリ以下パッケージの射出金型 - In-Mould Transfer Film 金型
板金プレス金型 (Sheet Metal Press Die)	-Progressive Die -Transfer Die -密度 10 ミリ未満の Single Die -引っ張り強度の高い(日パリ強度 590MPa 以上)製品向けの金型
ゴム金型 (Rubber Mould)	-密度 20 ミクロメートル未満のゴム金型 -密度 20 ミクロメートル未満の Transfer ゴム金型
ダイカスト金型 (Diecast Mould)	-密度 50 ミクロメートル未満のダイカスト金型
治具 (Jig Fixture)	-密度 10 ミクロメートル未満の治具